２０１８（平成３０）年度
山形県手話通訳者試験実施要綱

１　目　的

厚生労働省による手話通訳者養成カリキュラムに対応して、各都道府県・政令指定都市で開催されている手話通訳者養成課程の修了者に対し、全国統一試験を実施することにより、各都道府県・政令指定都市において実施される手話通訳者の認定制度の統一化を図り、もって地域格差をなくすことを目的とします。

２　主　催

山形県

３　主　管

一般社団法人山形県聴覚障害者協会

４　試　験

（１）試験実施日

２０１８（平成３０）年１２月１日（土）午前１０時から、全国一斉に実施する。

（２）試験実施場所

山形県聴覚障がい者情報支援センター（山形市小白川町２－３－３０　小白川庁舎）

（３）試験実施方法

手話通訳者全国統一試験に則り、山形県手話通訳者試験を実施する。実施の際は、山形県手話通訳者試験委員会を設置し実施するものとする。

（４）受験対象者

①　手話通訳者養成課程修了者

②　手話通訳者養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者（但し、手話通訳士の資格取得者は、試験免除とする。）

（５）試験内容

①　筆記試験（手話通訳に必要な基礎知識・国語）

②　実技試験（手話の要約：手話による出題を筆記で要約。場面通訳：読み取り通訳及び聞き取り通訳。）

（６）受験方法

①　受験を希望する者は平成３０年９月３日（月）～１０月５日（金）の受付期間内に「平成３０年度山形県手話通訳者試験実施要項」により所定の申込手続きを行うこと。受験申込書は持参するか、郵送するものとする。（FAX での申込は不可）
持参する場合は、平日の９：００～１６：３０までとする。

②　受験者は受験票の発行を受け、試験当日持参すること。

（７）受験者数

平成３０年度は３０人以内とする。

※　先着順３０人とし、定員になり次第締め切るものとする。

（８）申し込み・問い合わせ・試験実施要項の請求（県聴覚障がい者情報支援センターの HP からもプリントアウトも可能。　http://y-mimi.sakura.ne.jp ）

申し込み、問い合わせ、「試験実施要項」の請求は下記まで。

一般社団法人山形県聴覚障害者協会

連絡先　山形市小白川町 2-3-30

（T/０２３－６１５－３５８２、F/０２３－６１５－３５８３）

＊　この試験は国家試験ではありません。